

平成 26 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス 代表者名 代表取締役社長 吉 田 明 (コード番号 5911 東証第 1 部) 問合せ先 総 務 部 長 高 木 清 次 (TEL 03-3453-4111)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および単元株主数増加を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成26年4月1日(火曜日)

(ご参考) 平成 26 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容は次のとおりです。 (下線部は変更部分を示します)

_ : : = : : : : : = : : :	
現行定款	変更案
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社は、 <u>1,000</u> 株をもって株式の	第7条 当会社は、 <u>100</u> 株をもって株式の
1単元とする。	1 単元とする。
(新 設)	<u>付 則</u>
	第7条の変更は平成26年4月1日をもつ
	てその効力を生じるものとし、効力発生ま
	では従前どおり次のとおりとする。
	<u>(単元株式数)</u>
	第7条 当会社は、1,000株をもって株式
	<u>の1単元とする。</u>
	なお、本付則は、第7条の変更の効力発生
	<u>をもって削除する。</u>
	(単元株式数) 第7条 当会社は、1,000 株をもって核 の1単元とする。 なお、本付則は、第7条の変更の効力系

(3) 効力発生日

平成26年4月1日(火曜日)

以 上